

公募要領

有限責任監査法人トーマツ（以下、当法人）では、JICA（独立行政法人国際協力機構）からの受託事業「全世界保健医療データプラットフォーム整備及びデータ活用を通じた産業育成に係る情報収集・確認調査」における医療 AI 関連システムの実証的検証事業を実施する再委託先を以下の要領で公募します。

1. 公募の目的

保健医療情報システムは、国民の健康状態や医療サービスの把握、医療資源の効率的な分配、政策立案の基礎データ提供に重要であるが、途上国では整備が遅れている状況である。途上国における保健医療情報システムの構築が進めば、様々なデータの二次・三次利用が可能となり、これにより、デジタルサービス開発が促進され、ヘルスケア産業の発展や健康水準の向上に貢献すると期待されている。

現在 JICA では、将来的な JICA による ODA 支援も念頭に、途上国における保健医療システム・保健医療データプラットフォームの構築に関するニーズとインパクトを探索し、持続可能でかつ効果的なシステム構築の可能性を探る調査を実施している。その中で、途上国にて保健医療情報システムの整備によって期待される、保健医療分野に関する様々なデータの二次・三次利用によるサービス開発の発展可能性と本邦企業の事業展開可能性を明らかにしたいと考えている。さらに保健医療サービス開発の中でも、先進国を中心に開発が進む AI 技術の途上国における活用可能性に注目している。

係る背景を受け、本公募では保健医療情報システム・データプラットフォームに収集・蓄積される医療情報、健康情報、生活環境情報等の様々な保健医療に関するデータを活用した、保健医療の発展に貢献し得る医療 AI システムの有効性・持続性の実証的検証を担う本邦企業を募集する。

2. 実証的検証内容

① 対象及び内容

- ① 対象事業領域：途上国の保健医療課題の解決に貢献し得る保健医療データを活用した AI システムが対象。AI 技術は広義（データ解析・画像解析技術など）で捉え、機械学習やディープラーニングの有無は問わない。
- ② 対象国：下記を満たす対象国から 1 か国を選定する。
 - [Development Assistance Committee \(DAC\) の Official Development Assistance（ODA：政府開発援助）の受取国リスト（2024-2025 年度版）](#)に記載のある国・地域
 - [外務省が公表する危険情報](#)においてレベル 2 以下の地域
- ③ 実証方法：本事業において AI システムの開発や導入は必ずしも必須としない。ただし、机上の調査だけでなく、AI システムの試験的な検証を通して、有効性・持続性が示されること。
- ④ 検証内容：提案 AI システムの領域において下記を検証し、報告書として提出する。
 - i. 有効性及び持続性：AI システムの課題解決性、環境適合性、財政的持続性の検証など
 - ii. 医療 AI 開発ニーズ：AI システムの現地ニーズ、ユーザ受容性の検証など
 - iii. 産業振興の可能性：期待される産業振興領域と貢献性の分析など

② 計画書の作成

契約締結後 10 営業日以内に、下記項目を含む業務計画書を提出する。

- AI システム概要
- 重点検証事項・手法
- 実施スケジュール
- 実施体制

- 経費計画

③ 報告書の作成

報告書では提案された保健医療 AI ソリューションに関して下記項目の記載を必須とする。ドラフト版を 2025 年 12 月末までに作成し、翌年 1 月末までに最終化・提出する。

- 検証実施国の概要
- 実証的検証の概要
- 途上国における医療 AI 導入の有効性及び持続性
- 途上国における医療 AI 開発のニーズ
- 途上国における医療 AI 開発による産業振興の可能性

④ 報告会の実施

2026 年 1 月中旬に JICA と当法人向けに最終報告会・意見交換会を実施する。

⑤ 留意事項

期間中は進捗状況を当法人向けに適宜報告を実施すること。

3. 事業実施期間（予定）

2025 年 8 月～2026 年 1 月

4. 上限額

本案件における上限額は以下のとおり。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は条件を満たさないものとして選考対象外とする。

上限額：1,500 万円（税抜）

5. 応募資格

本事業の対象となる事業者は、次の条件を満たす法人とする。なお、二者以上による共同提案（コンソーシアム形式での提案）も認めるが、その場合は幹事法人を決めるとともに、幹事法人が企画提案書を提出すること（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない）。

- ① 日本法人（登記法人）または、その関連子会社であること
- ② 本公募要領の下部にある「付属資料」1. 競争参加資格（1）消極的資格制限

6. 契約の要件

- ① 契約形態：採択された提案書に基づき、当法人と提案者（共同提案の場合は幹事法人）との間で委託契約を締結する。原則、当法人の標準的な委託契約書フォーマットに準じる契約書であることに留意すること。
- ② 成果物の納入：調査報告書（和文・英文）
※報告書の著作権は、JICA に帰属する。調査報告書は、二次利用可能な状態として公開されることを前提とし、非公開とするべき部分については、当法人と協議の上、削除するなどの適切な処置を講ずること。
※ファイル形式は、当法人が指定するファイル形式に加え、PDF ファイルに変換した電子ファイルも併せて納入する。
- ③ 契約金の支払い時期：契約金の支払いは、原則として、事業終了後の支払いとする。
- ④ 支払額の確定方法：業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行う一括確定額請負型とする。

7. 応募手続き

① 募集期間

応募開始日：2025 年 6 月 12 日（木）

応募締切日：2025 年 6 月 30 日（月）17:00 必着

② 応募申請・応募書類取得

応募予定者は 2025 年 6 月 23 日（月）17:00 までに「9. 問い合わせ先」に示す連絡先に、企業名（共同提案の場合は幹事法人 1 社の代表者）、部署、氏名、連絡先（メールアドレス、電話番号）を電子メールで送ること。その際、メールの件名（題名）は「【応募予定】JICA 保健医療 AI 実証的検証（公募）」とすること。同応募予定者に対し、当社より応募様式一式を送付する。

※応募申請を受領後、応募様式は翌営業日に送付となる。

応募書類概要

1. 応募者情報

- ・ 応募方式（単独あるいは共同）
- ・ 応募者情報
- ・ 連絡担当窓口

2. 企画提案書

以下の内容について記載すること。参考資料を別添することは可とする。

なお、8. 審査・採択②審査基準を踏まえ記載する。

1) 対象国及び提案製品・技術・サービスについて

1. 対象国・地域
2. 対象国・地域の保健医療領域の課題
3. AI システムの概要
4. AI システムの基礎技術開発状況または販売・導入実績
5. AI システムの概要及び該当国・地域の課題への有効性仮説

2) 実施内容・方法

1. 検証の目的（応募理由）
2. 本事業におけるスコープ・重点検証項目
3. 検証方法
4. 実施スケジュール
5. リスクと対応策

3) 実施体制

1. 代表者及び実証参加主要メンバーの経歴・業務経験
2. 実施体制（共同提案者や外注先がある場合は各企業の責任と役割）
3. 実施における現地の関連組織との協力体制、過去の連携実績情報

4) 調査の必要経費

③ 応募書類提出

応募書類は電子メールにより「9. 問い合わせ先」宛に送付すること。メールの件名（題名）を必ず「【応募書類提出】JICA 保健医療 AI 実証的検証（公募）」とすること。

※持参、郵送、FAX による提出は受け付けない。

※資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、注意して記入すること。

※締切を過ぎての提出は受け付けない。

8. 審査・採択

下記の審査を通して、本事業の委託先 1 社を選定・採択する。

① 審査方法

一次審査：

審査方法：応募書類審査

審査結果：応募書類に記載された窓口担当者宛メールアドレスに 7 月 7 日（月）（予定）に通知する

二次審査（一次審査通過者のみ）：

審査方法：プレゼン審査（Teams 会議）

実施日程：7 月 10 日（木）、7 月 14 日（月）、7 月 15 日（火）で日程調整（予定）

審査結果：応募書類に記載された窓口担当者宛メールアドレスに 7 月 17 日（木）（予定）に通知する

② 審査基準

① 応募資格

- ・ 応募資格を満たしているか
- ・ 提案額が上限を超えていないか

② 実施目的の適合性

- ・ 調査の目的が「2. 実証的検証内容 / ①対象及び内容」に合致しているか（10 点）

③ 課題解決貢献可能性

- ・ AI システムが課題解決に効果を発揮する可能性が高いか、対象課題の解決に一定のインパクトを与えることが期待されるか（30 点）

④ 検証計画の妥当性・実現性

- ・ 検証項目・アプローチの妥当性（25 点）
- ・ 検証スケジュールの妥当性（15 点）
- ・ 実施体制の妥当性（15 点）

⑤ 経費見積の妥当性

- ・ 経費見積の妥当性（5 点）

9. 問い合わせ先

運営事務局（有限責任監査法人トーマツ） jica_digital_health@tohmatsumatsu.co.jp;

※応募に関する質問は、電子メールのみの受付とし、電話での問い合わせは受け付けない。問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【問い合わせ】JICA 保健医療 AI 実証的検証（公募）」とすること。他の件名（題名）では回答できない場合がある。

※応募に関する質問の受付期間：2025 年 6 月 23 日（月）17:00 まで

※質問には順次回答するが、回答に時間を要することがあることに留意

付属資料

1. 競争参加資格

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。応募書類を提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総) 第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者、具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調) 第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者 具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（応募書類等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（応募書類等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（応募書類等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。